

Small サービス規約

第1条 (総則)

本規約は、Small (以下甲という) が管理するサーバー(以下サーバー)上で運営するサービスを使用することを申し込み、甲がサービスの利用を認めた場合の甲とサービス利用者 (以下乙という) との間の契約関係につき定めるものである。

第2条 (サービスの種類)

サービスの種類は、以下による

- ① 出店サービス (ショップのエリアを提供し、WEB上で商品を販売する)
- ② リンクサービス (自分のHP上の商品販売ページとリンクする事で集客率を上げる)
- ③ 広告掲載サービス
- ④ トレードサービス (商品の需要と供給をマッチングさせる場を提供します)
- ⑤ ニュースソース提供サービス
- ⑥ メールマガジン提供サービス

尚、特に契約書として交わすサービスは、上記の中で①②③④で有り、他サービスについては、Web上の規約画面で許諾することで契約とする。

第3条 (サービスの開始)

各種サービスの開始は、乙の提出する申し込み書に基づく内容を精査の上甲が発行する承諾書によりなされるものとする。

第4条 (申込書内容の記載)

申込内容の記載については、サービス及び、法人及び個人の場合により異なる。

- ① 出店サービスの場合は、法人を対象とし個人では出店できない。
また、法人住所、法人名、取扱商品等について記載する。
- ② 広告サービスの場合は、法人、個人を問わず掲載内容を審査の上掲載することができる。
法人の場合は、法人住所、法人名、掲載内容、掲載期間を記載する。
個人の場合は、住所、氏名、掲載内容、掲載期間を記載する。
- ③ リンクサービスの場合は、法人、個人を問わずリンクページを審査の上リンクすることができる。
法人の場合は、法人住所、法人名、リンク先URL、

リンク期間を記載する。

個人の場合は、住所、氏名、リンク先URL、リンク期間を記載する。

- ④ トレードサービスの場合は、法人、個人を問わず掲載内容を審査の上掲載することができる。
法人の場合は、法人住所、法人名、トレード種別 (提供か購入か)、トレード商品内容、リンク先URL、トレード期間を掲載する。
個人の場合は、住所、氏名、トレード種別 (提供か購入か)、トレード商品内容、リンク先URL、トレード期間を掲載する。

第5条 (権利の譲渡)

乙は、契約時に発生する各種権利を譲渡することはできない。

第6条 (出店サービスに係わる規約)

出店サービスにかかわる規約は別途出店サービスに係わる規約に詳細を記載しているので参照のこと

第7条 (リンクサービスに係わる規約)

リンクサービスにかかわる規約は別途リンクサービスに係わる規約に詳細を記載しているので参照のこと

第8条 (広告掲載サービスに係わる規約)

広告掲載サービスにかかわる規約は別途広告掲載サービスに係わる規約に詳細を記載しているので参照のこと

第9条 (トレードサービスに係わる規約)

広告掲載トレードサービスにかかわる規約は別途トレードサービスに係わる規約に詳細を記載しているので参照のこと

第10条(料金について)

それぞれのサービスの料金については、1月単位とし、それぞれのサービス個別契約書に記載された要領による料金体系により決定する。また支払いは、契約開始の前月に銀行振込みで甲の指定口座に支払うこととし、支払にかかると振込み手数料は、乙の負担とする。

第11条(著作権について)

出店ページ等に係わる著作権については、甲が作成した

ものは甲が乙が作成したものは乙がそれぞれ著作権を有する。

第12条(個人情報について)

出店サービス、

第12条(禁止事項)

乙は、次の行為をおこなってはいけない。

- (1) 法令の定め違反する行為。
- (2) 犯罪に結びつく行為。
- (3) 公序良俗に違反する行為。
- (4) 消費者の判断に誤解を与えるおそれのある行為。
- (5) 第三者に対し、財産権(知的財産権を含む)の侵害、プライバシーの侵害、誹謗中傷、その他の不利益を与える行為。
- (6) 本モール条で運営するサービスに係わる情報以外を宣伝する行為。
- (7) 甲と同様または類似の業務を行なう行為。
- (8) 甲のサービス用務の運営・維持を妨げる行為。
- (9) モールに関し、利用する情報を改竄する行為。
- (10) 有害なコンピュータープログラムなどを送信または書き込む行為。

第13条(サービスの停止)

乙は、甲が提供する各種サービスにおいて、以下の事情により一定期間停止される場合がある事をあらかじめ承諾し、サービス停止によるサービス料の返還、損害の補償を甲に請求しない事とする。

- (1) 甲のサーバー、ソフトウェア等の点検、修理等のための停止。
- (2) コンピュータ、通信回線などの事故による停止。
- (3) その他 やむを得ない事情による停止。

第14条(免責事項)

甲は、乙が、サービスを行なう事に関して被った損害(その原因がいかなる事であるかを問わない)について、その損害を賠償する責を負わない。

第15条(甲による解約)

1、甲は、乙が次のいずれかの事由に該当した場合には、何らかの催告なしに本契約を契約することとともに、ただちに乙へのサービスを停止することができる。

- (1) 本契約の条項に違反したとき

- (2) 手形または小切手の不渡りが発生したとき
- (3) 差押え、仮差押え、仮処分、その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けたとき
- (4) 破産、和議、会社更正、会社整理または特別清算の申し立てを受けたとき
- (5) 前4号の他、乙の信用状態に重大な変化が生じたとき
- (6) 解散または、営業停止となったとき
- (7) 販売方法、取り扱い商品等について行政当局による注意または、勧告を受けたとき
- (8) 乙が甲のコンピューターに保存されているデータを甲に無断で閲覧、変更もしくは破壊したとき
または、その恐れがあると甲が判断したとき
- (9) 販売方法、取り扱い商品が公序良俗に反したまたは、当モールにふさわしくないと甲が判断したとき
- (10) アカウント発行日から6ヶ月以内にサービス許可がなされない場合

2 甲は、に基づくサービス許可をするまでは、乙から既に受領した出店料を返還することにより、本契約をただちに解約することができる。ただし、に基づき本契約を契約する場合には、既に受領した出店料を返還することなく本契約を契約することができる。

第16条(合意管轄裁判所)

甲と乙の間で訴訟に必要を生じた場合は、東京地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

第17条(規約の変更)

本規約の変更については黄河変更内容を通知または広告した後において、乙が出店を継続した場合には、乙は新しい契約書を承諾したものとみなす。

2001年4月1日(制定)

2010年4月1日(改訂)